

平成 27 年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者前期入試 試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

解答上の注意

1. 問題冊子は、表紙を含め 3 枚である。
2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】 以下の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。
（解答の冒頭に「問題1」と記入すること。）

Xは、道を歩いていたところ、すれ違ったAから呼び止められ、「お前、俺のこと見て笑っただろう。」と因縁をつけられた。Xは、全く身に覚えがなかったので、そのまま無視して立ち去ろうとした。すると、Xよりも年齢も若く体力も優れているAは、「舐めるんじゃねえぞ。」と言って左手でXの胸ぐらを掴み、締めあげた。Xは、「苦しい。何をするんだ。止めろ。」と言いながら、暴行の故意で、Aの胸部付近を両手で強く押したところ、AはXの胸ぐらを掴んだ手を放すと同時に、そのまま後頭部から仰向けに倒れた。Xは、Aの負った傷害の程度を省みることなく、そのまま逃げ出した。なお、Aが倒れこんだ場所はアスファルトの路上であり、Xは、Aが致命傷となりうる傷害を負うことについて、その認識はなかったものの、それを予見することは可能であった。

Xが逃げ出した直後、Aと仲の悪いBが偶然その場を通りかかった。Bは、Aが座り込んで後頭部をさすりながら苦しそうにしているのを見て、殺意をもって、後頭部を背後から蹴りあげた。その後、Aは死亡した。なお、Xに突き飛ばされたことにより生じたAの傷害は、それ自体、死に至る程度の重大なものであったが、Bが蹴りあげたことにより傷害が拡大し、それによりAの死期は幾分早められた。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】（解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。）

警察官Pらは、被疑者Xに対する覚せい剤取締法違反被疑事件（所持罪）の捜査を行うため、予め、捜索場所を「Xが宿泊しているAビジネスホテル301号室」、差し押さえるべき物を「覚せい剤等」とする捜索差押許可状の発付を受け、Aビジネスホテル301号室に向かった。Pらは、301号室扉をノックして同室に入ると覚せい剤などの証拠物を隠滅されるおそれがあったため、同室の扉前で室内にいるXに対し、ホテルの従業員を装い、「シーツの交換に来ました。」と述べたところ、Xが扉を開けたので、扉を押し開けながら、「令状が出ている。おとなしくしろ。」と言いつつ室内に入った。そして部屋の中央まで来て室内を見まわした上、令状をXに呈示して机上にあった覚せい剤等を差し押さえた。

上記の捜索差押は適法か。

《問題2 以上》
《刑事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

因果関係の有無、正当防衛の成否といった法学部の刑法において学修する基本的な事項を問うことにより、刑法理論に関する正確な理解をみるとともに、事例処理能力を試すものである。

問題 2

本問は、偽計手段を用いて開始した捜索差押の適法性及び事後的に捜索差押許可状を呈示して行った捜索差押の適法性を問うものである。